

支給決定までの流れ

1. 申請

障がい福祉サービスの利用を希望する方（以下「申請者」といいます）は、町窓口（保健福祉課③窓口）にて障がい福祉サービス・障がい児通所支援の申請を行います。

※申請に必要な書類は、「申請必要書類」の項目をご確認ください。

～同時進行～

2. 計画案作成

①申請者は、特定相談支援事業所（児童の場合は、障害児相談支援事業所）と利用契約を行います。

（参考：計画相談支援事業所等は県のホームページから調べることができます。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/old/20738.html>）

②特定相談支援事業所（または障害児相談支援事業所）は、サービス利用計画案を作成し、町に提出します。

3. 町による調査

①町は申請者に対し、区分認定調査（福祉サービス利用）の場合、サービス利用の意向調査を行います。

②介護給付のサービスを利用する場合、町は障がい支援区分認定審査会にはかり、障がい支援区分の認定を行います。

4. 支給決定

町は計画案及び調査結果に基づき支給決定を行い、支給決定通知書及び受給者証を申請者に交付します。

5. サービス利用開始

申請者はサービス提供事業者と契約し、サービスの利用が始まります。（※契約時には受給者証の持参が必要です。）

6. 計画作成

特定相談支援事業所（または障害児相談支援事業所）は、「サービス利用計画・障がい児支援利用計画」を作成し、町に提出します。

7. モニタリング

特定相談支援事業所（または障害児相談支援事業所）は、受給者証に記載されている期間ごとにサービス利用状況等を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。